

## 第四十八回

## 参議院社会労働委員会会議録第十一号

(二七一)

昭和四十年四月八日(木曜日)  
午前十一時四十八分開会委員の異動  
四月五日

辞任

久保 等君

補欠選任  
鈴木 強君

出席者は左のとおり。

委員長

理 事

委員

説明員

林野庁職員部長

第七部 社会労働委員会会議録第十一号 昭和四十年四月八日

【参議院】

藤田藤太郎君	大羽 綾子君
丸茂 重貞君	鈴木 強君
杉山善太郎君	
亀井 光君	
川野 三曉君	
紅露 みつ君	
小柳 小柳君	
鉢木 勇君	
小平 芳平君	
林 壩君	
石田 博英君	
和田 勝美君	
中原 武夫君	
森 博君	

○委員長(藤田藤太郎君) 労働問題に関する調査中、労働行政の基本方針に関する件及び昭和四十一年度労働省関係予算に関する件を議題といたします。

○委員長(藤田藤太郎君) ただいまより開会いたします。委員の異動についてお知らせいたします。四月五日、久保等君が委員を辞任され、その補欠として鈴木強君が選任されました。

○委員長(藤田藤太郎君) ただいまより開会いたします。

○委員長(藤田藤太郎君) 労働問題に関する調査中、労働行政の基本方針に関する件及び昭和四十一年度労働省関係予算に関する件を議題といたします。

○小柳勇君 労働大臣に質問いたしましたが、先般本件に対し、質疑のある方は、順次御発言を願っています。

○小柳勇君 労働大臣に質問いたしましたが、先般から問題になつております社内預金の問題で、社内預金をしておつて、ついに会社は倒産いたしました。して、退職金ももらわないので北海道やその他の故郷に帰つたという質問を先般いたしました。その後の社内預金の払い戻し状況などについて御報告をお願いしたい。

○國務大臣(石田博英君) 基準局長から……。

○政府委員(村上茂利君) かねて問題になつておりました山陽特殊製鋼の社内預金でございましたが、三月六日現在の預金残高は一億五千万円、預け入れ人員は二千七百人でございました。御承知のとく、三月二十三日にこの会社は更生決定をみたのであります。社内預金は、会社更生法によりまして、共益債権として優先返済され得るものであります。そこで、管財人といたしましても、払い

し、一人当たり五万円を限度に、とりあえず請求のあった者に対して支払うこととしたのでございましたが、請求がございましたのは一千二十二名でございまして、四月一日までに二千六百万円を払い戻したという実績に相なつております。四月一日現在における預金残高は、重役が預金しておられますものを除きますと一億一千万円、預け入れ労働者は一千七百人ということに相なつております。

して、三月六日現在における預け入れ人員は二千七百人でございましたが、四月一日現在におきましては一千七百人ということで、約一千人が減少いたしております。労働省といたましても、現地の兵庫労働基準局を督励いたしまして、会社の幹部、労働組合の幹部、双方と絶えず接觸を保持いたしておりまして、今後におきます事態の推移に従いまして預金払い出しに遺憾なきを期いたします。そのため具体的な支払い計画の作成などを指導いたしております。今後におきましても、残りました千七百名の労働者に対しまして、必要に応じて支払い得るような具体的な計画作成等につきまして一段と努力をいたしたいと考えております。

○小柳勇君 社内預金を廃止の方向で、五ヵ年間ぐらいで廃止したいという話がありまして、諸問されたようではあります。その諸問の答申など、その後の経過についてお伺いいたします。

○政府委員(村上茂利君) 中央労働基準審議会におきましては、特別の部会を設けることなく、總会で社内預金の問題を取り扱うことをいたしておられます。現在時点における審議の態度は、労働者保護の見地から、社内預金の実際的、法律的な実態を明確にし、できるだけ早い機会に結論を出し

ます。

○小柳勇君 預金の金額が多いので、日経連など、経営者は廃止に反対である。労働者側は廃止に賛成であるという意見のようであります。労働大臣としての現在の見解をお聞きいたします。

○小柳勇君 預金の金額が多いので、日経連など、経営者は廃止に反対である。労働者側は廃止に賛成であるという意見のようであります。労働大臣としての現在の見解をお聞きいたします。

○國務大臣(石田博英君) いずれにしましても、相当の金額にのぼっておることでありますから、にわかに急激に廃止といふようなことはむずかしいと思います。ただ、そういたしますと、まず第一に、とりあえず、ある一定期間はいづれにしてお願いをしております。ただ、そういたしますと、それに對して保護措置を明確にしておきたいと存じている次第であります。いま審議会に御検討をお願いをしております段階において、結論的な意見を私があらかじめ申すことは避けたほうがいいのではないかとか、こう考えております。

○小柳勇君 社内預金の問題は、もう少し事態の推移を見えてまた質問しますが、山陽特殊製鋼の失業者の再教育なり、あるいは就職あつせんなり、お見舞をしております。現在のところは、現地の県安定機関が、あげて就職のあつせんをいたしておりますので、その面の再就職の問題については、大体まあ順調に推移をし

ています。それで、この問題は、大体まあ順調に推移をしていますが、そのためには実態調査資料が必要です。

す。なお、このために節度地区に労働の相談機関を設けまして、再就職の問題についての相談機関を特別に設置いたしております。

○小柳勇君 山陽特殊製鋼の問題は社会的に非常に大きな問題でありますから、事後処置について万全を期していただきたいと思います。

第二に大きな問題は……。

○國務大臣(石田博英君) いまのことであつて申し上げます。

いまの御質問には直接なかつたことではございませんが、担保を持っている債権者と、それから、担保を持つていない下請その他の債権者とあります。が、裁判所が管財人あるいは管財人の補佐といふようなものを選ぶ場合に、担保を持っている、ほうつておいても担保権行使できるものの代表者と申しますか、というところから管財人を現在選んでいるのが実情であります。サンウェーブは岩井産業の者、あるいは山陽特殊製鋼では神戸銀行の顧問弁護士を選ぶ。やはり私は、担保を持たない債権者の代表者も、法律的な立場はともかくといたしまして、会社再建にあたつて発言権を行使できる、つまり自分の持っている債権について発言権行使ができるように努めました。それで、いつまでも存じまして先般の闇議において特に発言を求めてそれを主張いたしました。通産省、法務省において、法律的な処置は別としまして、管財人補佐とかなんとか、そういうようなものに参加できるように努力をいたしてもらつようにしてござります。

○委員長(藤田藤太郎君) ちょっといまの点について。

この間新聞でいまの大臣の発言を私は拝見をしたのですけれども、山陽特殊製鋼で、私の知つてゐる会社は売り掛け金がその会社の資本金の二倍あつて、もちろん無担保ですね、だから、いまの担保と無担保の関係の処理については、私は特段の御配慮を、闇議でも、それから政府としてもやつてもらいたいということを、いまの御発言がありましたから、特に要望し、お願ひをしておきます。

○小柳勇君 次は農業労働者に対する労災保険の適用の問題であります。最近農業労働者、あるいは協同組合などからしきりにそういう要望が出しているのであります。具体的には労働基準法の施行規則の改正にならうかと思いますが、大方針として、農業労働者の労働災害補償、いわゆる労災保険などの適用について大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(石田博英君) これはまあ行政区分から申しますと農林省を考えてもらうことなどが至当なものでございますけれども、実際問題といたしまして農林省が、農業労働者を対象とする災害保険制度というものを急速につくるわけにもまいらない状態でございます。しかも、最近農業に機械が導入せられることが非常に多くなつてしまいまして、そのためいろいろな障害を受けるという事件が多くなつてしまつました。農業団体から強い要望がございましたので、ただいま国会へ提出いたしております。この規定には第一号から第五号まで五つの場合を定めておりますが、一口に農業従事者と申しましても、労働者を使つて、そのためいろいろな障害を受けるという事例が多々なつてしまつました。農業労働者も参加するように取り計らつてござります。ただ、その労働の形態、雇用の形態その他一般的な雇用関係にあるわれわれの行政対象の労者と違いますので、賃金算定の基準をどうするか、業務上災害の範囲をどうするか、あるいは農業と申しましても米つくりから果樹つくり、牧畜までございます。そういうことをどうするかといふ技術的な問題は残つておりますけれども、今までござります。そういうことをどうするかといふ問題については、基準局長から御説明をいたします。

○政府委員(村上茂利君) 基本的な考え方方はただいま大臣のお話のとおりでございますが、御承知のよくな使用者の過失賠償責任を前提といたしまして労働者災害保険のこのメカニズムの中にこういった問題をどのように取り入れていくかといふ問題につきましては、第三十四条の十二の規定等に定めてございまして、給付事由の発生及びその給付の態様は一般的の労災保険給付と同様でございます。なお、労働者の賃金に相当する給付基礎日額をどうするかといふ問題がございますが、当該事業に使用される労働者の賃金その他の事情を考慮して労働大臣が定めるといふ考え方をとつております。なお、給付基礎日額の定め方につきましては、いま私が申し上げましたのは第三十四条の十二の規定であります。また、技術的には保険料徴収の基礎となります賃金総額に見合うものをどう把握するかといふ問題、あるいは業務上の疾病とはどのようなものを言うのかといふ点については、いろいろ技術的な問題がござりますが、別に三十四条の十三の規定であります。また、技術的には保険料徴収の定め方につきましては、同様な趣旨の規定を

を申し上げますれば、制度としては特別加入といふたてまえをとりまして、雇用労働者以外の者の加入及び補償費の給付につきましてこれを明確にいたしたわけでございます。特別加入をいたしました際におきました、いろいろな種類のものがござります。いわゆる一人親方といわれるようなもの、あるいは零細漁民、それから農業労働者、農業労働者にも、ただいま大臣からお話をございましたように、いろいろな作業形態のものがあるわざいます。

したように、いろいろな作業形態のものがあるわけでございます。目下御審議をいたしております劳災保険法一部改正法案におきましては、第三十四条の十一という規定で特別加入の適用を受けたる者を明示いたしております。この規定には第一号から第五号まで五つの場合を定めておりますが、一口に農業従事者と申しましても、労働者を使つて、そのためいろいろな障害を受けるという事例が多々なつてしまつました。農業労働者も参加するように取り計らつてござります。ただ、その労働の形態、雇用の形態その他一般的な雇用関係にあるわれわれの行政対象の労者と違いますので、賃金算定の基準をどうするか、業務上災害の範囲をどうするか、あるいは農業と申しましても米つくりから果樹つくり、牧畜までございます。そういうことをどうするかといふ問題については、基準局長から御説明をいたします。

○政府委員(村上茂利君) たとえば「労働省令で定める種類の作業に従事する」という場合に、その作業をたとえば動力機械を使用する作業というものをを中心に考えておりますが、それにつきましては、通常の米作、畑作の場合の機械使用と、果樹栽培、牧畜の場合には違いますので、そういう点、抽象的な定め方をするか個別に定めます。しかし、この点につきましてはまだ結論を出しておりません。目下農林省と協議中でござります。

○小柳勇君 陳情、請願などの要旨は、農業を営むことによつて発生する病氣、あるいは不慮の災害などに對して保険補償してもらいたいといふ陳情ですね。だから労働省がこれこれの仕事に対し補償するといふように狭くきめてまいることは補償するといふように狭くきめてまいること、せつかくのその悲願というものが何分の一に縮減

実際上の運営につきまして混乱を来たさないよう保険事務組合を結成し、これを承認いたします。特に、具体的な事項につきましては、承認の前に十分話し合いをいたしましてこれを明確にしていきたい、かのように考えておる次第でござります。

○小柳勇君 現在考えておられるその加入の人員、あるいは件数など、大体どのくらいに把握しておりますか。

されるといら現象になるのですが、広く農業從事者の疾病または災害と、そういうような構想ではないわけですね。

○政府委員(村上茂利君) 御承知のことく、一般的の労災保険におきましても、業務上災害の概念を考えます場合に、鉱山労働者は鉱山労働者、建設労働者は建設労働者、通常の場合における作業といふものが一応前提に考えられるわけあります。農業の場合には、ただいま申し上げましたとおり、米作の場合と果樹栽培の場合と牧畜といつた場合におきまして、かなり労働形態に違いがあるわけでござりますので、農業といふ広い概念でとりましては、法律概念としてはやや広過ぎはしないかと思うわけでございます。しかも、労働者を使用するかいかないかといふ点につきましても、使用する場合もござりますれば、使用しない場合もある、いろいろござりますので、先ほども申し上げましたように、三十一條の十一では五つからどうかといふ点につきましては、やはりある程度具体的に適用を考えるべきでしょうか。したがいまして、それぞれの適用関係におきまして、この場合における業務上災害とは大体こういふものだといふ社会通念がござりますので、その社会通念によりましてその範囲を明確にしていかたい。これは給付を制限するという理由よりも、むしろここに請求権が発生いたすわけでござりますから、その限界概念といふものを絶えず明確にして、争いがないように、それによつて保険業務の執行を円滑ならしめたいといふ配慮に出でるものでございまして、まだ省令で明確になつておりますが、いざんから、具体的なことは申し上げられませんが、いざんにして、まだ省令で明確になつておりますが、いざんとして、そういう趣旨で私どもは省令の制定等をいたしたいと考えておる次第でござります。

○小柳勇君 労災保険の改正のときには論議してもいいのですが、せっかくですから……。この農業団体などが言つております、いわゆ

る災害、病気といふものについてはこういうふうな区分けをしているのですが、第一は、農耕地の不潔に原因するもの、第二は、農民が取り扱う動植物に原因するもの、第三は、過労及び特殊な作物姿勢に原因するもの、第四は、農業外傷、第五は、農業中毒、こういうものを農業労働に基因する病気と災害、こういう分け方をしておる。これは農村医学会が過去十三年間に農民の保険に関する調査研究を続けたといふことでレポートが出てゐるわけですが、この労災保険の改正の中に織り込まれている労働省の思想といふのは、大工、左官のような一人親方、農家など労働大臣の定める業務を行なう者、労災保険事務組合のいっている小規模事業主及びこれらの者の家族従業者その他労働大臣の定める者、たとえば委託職業訓練等は云々と書いてありますね。この労働大臣が定める業務の中に、いま基準局長が言われたのは、たとえば農業機械を扱っているときに行がをする、こういうことをいふので、非常にこれは考え方を持つのですが、この点いかがですか。

○政府委員(村上茂利君) 私どもは、このような特別加入といふ制度を設けまして、一般的の労災保険のメカニズムの中に組み入れるのでございまます。その際におきましては、通常の労災保険と平仄の合つたような形で処理してまいりました。その点におきましては、一人親方の場合には、大工さんが家のなかでがしたという場合には、通常業務上として扱はれて、そこだけが災害を受けた行きました。それで建築に出でたとして扱う。それから、零細漁民が災害を受けた場合に、船に乗つて出かけるというようになります。こんなふうに、災害の発生する場所といふものがかなり明確にわかるわけでございます。農業の場合には、何ぶんも生活の本拠地あります家庭と作業場であります煙が近いので、どこまでをそういう意味に認めるかいかないかということにつ

きまして、やはり常識的に考えていろいろ限界が明確でない点が出てくるかと思うのであります。まきを割つていてなたで指を切つたといふようなものは、特に工場と違いまして、確認がなかなかむずかしい。これを業務上の災害であるといふわけですが、この労災保険の改正の中では、農業中毒といふものが神經痛、リューマチみたいな、背が曲がつたりして温泉療養などやつておる、こういったものは非常に明白な農業病だと思ひますよ。これらは農業病といふのは当然補償しなければならぬと思います。鉱山労働者がじん肺になります。農業労働者が、ご婦人などがせむしのようになる、あるいは手が動かぬようになる、これは明らかに医学的に農業病だと近代的にいわれておりますよ。そこに区別はないよろくな気がするんですが、どうなんですか。

○政府委員(村上茂利君) この御議論は、実は

どもはお医者さんにお願いをしておるようなどとございまして、けい肺の場合は鉱山であるとか採石場であるとか石工といったような、職場の特

定される場合に発生する職業病でありまして、しかも、歴史的、経験的に職業病であるということを明確にされたものであります。いま先生御

指摘の疾病が業務上の疾病なりやしないやといふことをここで私が意見を申し上げるのもいかがかと思ひますが、やはりそのときにおける医学知識をお借りいたしまして、個別的に把握する以外にないと考へておる次第でございます。

○小柳勇君 初めに労働大臣が言られた、農業労働者に対しても労災保険を適用いたしますということは少し当てはまりませんので、これを修正してもらわないと選挙に影響しますので、それで私は労災保険法の改正案を論議するときに、一休労働者はどういう業種を指定するか、そのことを質

問しますから、具体的に資料を出してもらいたい。ここに書いてありますから、その中でまた農業労働者ほどどういう業種を指定するか、そのことを質問しますから、労災保険改正によって農業労働者に労災保険を適用するんだと言われますと非常に期待しますから、あまり期待されておつたらたいへんな気がいたしますので、もう一べんひとつ大臣、前向きにどうするか、いま労働基準局長が言われたのは非常に狭いですよ、範囲が、もう少し広くするにはどうするか、大臣の見解を聞いておきま

るいは私どもの行政としては画期的なことだと思います。労働省といたしまして、この治療その他の思つておるのでござります。特別に宣伝をする必要はございませんけれども、そういうつもりであります。

そこで、適用の業種、労働の種類、それから災害、疾病的種類といふことについては、これから農林省、それから農業団体といふものと折衝をして具体的にきめていきたいと思っておりま

す。実情を勘案し、医学上の意見も聞いてきめていきたいと思っておりますが、しかし、先ほどから基準局長も申しておりますとおり、すでに適用いたしかりおりまする労災保険と均衡を失しないよ

うにすることだけは、これはどうしてもしなければならない、その間をとつて具体的に検討をしていきたい、こう思つておるのであります。

○小柳勇君 その問題はまた別の機会に、労災保険法改正のときに論議するとして、これに類似した問題であります。国有林作業における白う病は、機械をもつて伐木する場合に、振動によつて手が真っ白くなるというのであります。これが職業病としての認定がまだ林野厅にもないわけであります。全林野労働組合の執行委員長が林野厅長官に対しまして、この病気を職業病にするようにならうと申請をいたしましたところが、現在まだ検討中である、したがつて、意に沿不得ない

といふ書面が四月七日付で出ておりますが、この問題について労働省において把握されておる実態を御報告願いたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) その前に、私どもの基本的な考え方を申し上げておきたいと思います。

私どもとしては、労働基準法施行規則三十五条第十一号の規定によつて取り扱いたいと思っておりま

すが、新しいケースなので、検討は必要だと思

います。労働省としましては関係方面と目下連絡をとりまして、どのような措置をとるべきかと

いう点について検討をいたしております。ただ、問題はその予防でございます。この点につきましては、労働省としましては、労働基準法施行規則第三十

五条第十一号の規定による業務上の疾病といふ

ように扱いたいというふうに考えております。た

だ、問題はその予防でございます。この点につき

ましては、労働省としましては、労働基準法施行規則第三十一条の「さく岩機、鉄打機等の使用によつて発生する白う病なるものは、労働基準法

機等の使用により身体に著しい振動を与える業務

による神經炎その他の疾病」、この中に入るも

のカテゴリーに入るものと解しまして、所要の補償を行ないたいと考えておる次第でござります。

○小柳勇君 林野厅の職員部長に質問します。たゞいまあなたのはうで起こつておるこの白う病なるものに対する職業病であるかどうかといふことは、ただいま大臣からお話をございましたよ

うです。他の疾病といふ規定がござります。従来、さく岩機、鉄打機等におきましては、いろいろな神經炎とかその他の疾病が起り得ることが明らかでございましたので、施行規則第三十五条の第十一

号で明記しておきましたが、林業労働における問題につきましては、御承知のこととく、

おきます問題につきましては、御承知のことによります。労働基準局長の答弁を受けてお

いて起こりましたことでござりますので、規則制定の際においてはそのような現象がまだ一般的になかつたので、特掲してはおかなかったのであります。

○説明員(森博君) 私、国有林のほうを扱つておる者でございますので、国有林についてのことについてお話をいたすわけでござりますが、国有林につきましては、公務員災害補償法によりまして新しく電気のこと等を採用したといふことによりま

して起こりましたことでござりますので、規則制定の際においてはそのような現象がまだ一般的になかつたので、特掲してはおかなかったのであります。

とのデータをつけまして、われわれは人事院に早くにこれを提出いたしまして、それで公務障害の認定をしていただきたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○小柳勇君 いまの空弁、前のほうははつきりしなかつたんですが、労基法施行規則第三十五条の十一は、「さく岩機、鉄打機」であるからといふことではつきりしなかつたのですが、これにチエーソーの振動といらものが入るのかどうかという見解が一つ。

それから、人事院のほうに資料を出してその調査を求めておられるのかどうか。皆さんのはうでは、あなたのほうの役所でははつきりこれは公務上の疾病であると認めておられるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○説明員（森博君）その点は、従来こうい病気の例がございませんので、人事院におきましてもこれは審査をしていただいて、それで公務障害の認定をしていただかなければならぬものだ、こたしております。

それから、その職業病ということになりますと――これは私、人事院から直接お聞きいたぐといふふうで、その仕事に携わっている方は、そになりますと、その仕事に携わっている方は、その公務、特別に当局側と申しますか、公務以外のことでききたのではないかという立証をしない限り、その病気は公務であると判定される仕組みあります。で、さく岩機、ひょう打機」と、こういふうに書いているのでござりますので、これを職業病として指定するにつきましては、これは人事院規則をその結論を得ましたときに直していただくと、こうふうに私は理解いたしておるわけでござります。で、さく岩機、鉄打機の中にチエーソー

命されたのですか。

○小柳勇君 あなたいまそこに三十五条の十一の規則をお持ちかどうかわかりませんが、などいうことははなぜ入っているのですか、さく岩機、鉄打機などの振動によりと書いてありますよ。そういうふうな……。

○説明員（森博君）ちょっと私の説明が悪いので誤解をいただいたかもしませんが、労働基準法の施行規則のほうには「さく岩機、鉄打機等」という字句があるわけござります。それから、人事院規則のほうには「等」というものはございませんので、そこはやはり直していただかなければいけない。しかし、その実際の取り扱いについては、これは労働基準法も人事院のはうも平等にしていただきべきものであると、こういふうに考えております。

○小柳勇君 わかりました。私は、人事院規則を見てなかつたものですから、人事院規則もこれと同じと思って失言いたしましたが、私の失言は取り消しますが、さつき、こういう白ろう病の例がないからとおっしゃつたけれども、御存じないですか。

○説明員（森博君）私が申し上げましたのは、こういう問題が補償の問題として上がつて、最近はいろいろ問題になつておりますけれども、補償をした例がございませんので、こういふうに申し上げたわけでございます。

○小柳勇君 補償した例はないが、白ろう病があるといふことを御存じですか、御存じでないんですか。

○説明員（森博君）これは三十五年にたしか長野県営林局でもそういうことがございました。それから、それ以後こういふうなことが起きているのではないか、特に国有林に機械を非常に導入いたしておりますので、その機械の身体に及ぼす影響といふのは、それにつきましては人事院規則をなればならないということで、三十八年の十一

月に一万数千名の機械の使用者にアンケートをとりまして、それでそういう調査をいたして、それが取りまとめをいたしておるわけであります。

○小柳勇君 あなたいまそこに三十五条の十一の規則をお持ちかどうかわかりませんが、などいうことははなぜ入っているのですか、さく岩機、鉄打機などの振動によりと書いてありますよ。そういうふうな……。

○説明員（森博君）ちょっと私の説明が悪いので誤解をいただいたかもしませんが、労働基準法の施行規則のほうには「さく岩機、鉄打機等」といふふうな勞働者的话相手ですね、職員部長局長のはうはちゃんとともうそういう病気の存在を知つて、あと労基法施行規則の三十五条の十一の適用を考えているのです。あなたのほうは、そういうふうな労働者的话相手ですね、職員部長局長のはうはちゃんとともうそういう病気の存在を知つて、あと労基法施行規則の三十五条の十一の適用を考えているのです。あなたのほうは、

月に一万五千名の機械の使用者にアンケートをとりまして、それでそういう調査をいたして、それが取りまとめをいたしておるわけであります。

○鈴木強君 関連。いま小柳委員の質問に対しても、森さんお答えになつていますが、どうも二年間職員部長をやられていることですが、たゞ三年間職員部長をやられていることですね。これに對する農林省の対策というのは非常に消極的ですよ。それではお尋ねしますが、人事院規則には「等」ということがない。労基法施行規則の三十五条の十一項にはこれはいつ入りましたか。

○説明員（森博君）実は、ちょっと記憶いたしておきますが、たしかこれは昨年ぐらいに――私はございませんが、たしかこれは昨年ぐらいに――私は昨年のいつころか覚えておりませんが、知つておきます。

○鈴木強君 だから三十五年にもうすぐす知つておられるけれども、具体的に医者の判定をまだ受けなかつた。したがつて、まだその判定もできなかつたと、そういうふうなことです。

○説明員（森博君）われわれのはうも、非常にこの点につきましては氣にいたしていただけでございませんが、何ぶんにも、これは外國の文献にもございませんので、チエーソーといらのも最近入つた機械でございます。そういう点で、また、医者にもいろいろ聞いておりますけれども、医学的になかなかこれははつきりいたしていられないわけでございます。ただ、私のほうの振動機具といらるものを使つた場合において、いろいろ程度はありますようけれども、これがこういふレインー氏現象といらものがこの振動機具といらものがレイノー氏現象といらものを起こすといらことは、大

むずかしいことだとござりますけれども、われわれとしては、大いにこれは調査しなくちやいかぬといふことで、三十八年十一月にいろいろ機械全般、特に機械全般でござりますけれども、そのうちにこういふうな現象といらの何かといらことで、検討をといらことでアンケートを取りまして、それから、さらのことしの三月には、その現象をえたした人については、管埋医にさらに追跡をさせて健康診断をしているという経過になつております。

やりになるべきである。それがあなたの任務じゃないのですか。それをこんなとぼけたような回答を出して、いまここで聞いてみれば、きわめて不正確な御答弁にしかなっておらない。これはちょっとと問題ですよ。公平に見て私はそう思うのですよ。もう少しそういう点は、この病気がはたして「等」になるかどうかは別としても、そういう道を開いておけば、いまそういうことに病気が該当するという判断がつけば、あしたからできるわけでしょう。もつとそういう点は、私は具体的な基準法との関連でおやりになつたらいいんじやなかつたかと、こう思うのです。そういうことについての責任は感じませんか。

○説明員(森博君) 何ぶんにも医学的にも指定のむずかしい問題でございますが、われわれとしては、悉つともっとこの問題について早く取り組む、あつとスピードをあげて取り組むべきである

といふような先生の御意見について、私もそれは至らなかつたということは感ずるわけでござい

ますけれども、ただ、いま職業病の指定がないと

ら、ということでの公務の補償、公務災害としての取り扱いができない、人事院規則でできないと

いうことはございませんので、職業病でなくして

これは公務上の傷害、疾病ということでこれ

は手続を出していくだけ、これをわれわれのは

うとしては例がないことでござりますので、われわれだけで認定するというわけには、これは医学

上われわれも権威者じゃございませんのでできま

せんけれども、人事院のほうへ出してきて判定を

していただいとるという方法は開けているわけ

でござります。私のほうは、そういう職業病とい

う指定は、これは医学的にいろいろあるのではなく

いかといふに承つておりますけれども、差し

あたつては、その職業病の指定の前にもちゃんと

道が開かれているので、これは手続をとつて、人

事院に、これは公務上じゃないかといふことの判

定をしていただければ、これは國家公務員の災害

の補償法の手当は受けられる、こういふふうに考

ない点は至らない点として認めて、さらにそれ

をやつていただきことになれば、私はこれ以上

は何も追及しようとという気持ちはないので

す。ただ、率直に伺つておつてそう感じました。

道は開かれておる、それは私も知つております、

公務上といふ認定がつけばですね。しかし、つか

ない場合の職業病であるかどうかということは、

これはいま医学的な問題としてにわかにあなたに

断定しろということは言つていいのです。しかし、つか

し、そういうまだ断定はしてもらえないが、現実

的にはその病気によつてあなたのほうとしては、

しんでおられる。したがつて、できるだけこれは

有利に法の運用を適用してみてやりたいといふ、

これもあなたのほうで考慮しなければならぬと思

うその気持ちに私は変わりはない。そういう意味

に立つならば、もう少し合法的な立場に立つて、

一方ではいろいろと研究を進めていただくと同時に

、その道を開いて、判定ができるたらすぐ職業病

としてやれるようなる道を開くことも一つのあなた

の職責ではなかつたかと思つたのです。そこで、

どういうふうにやつてもらつているものか、あるいは、また、現労働大臣はそれについてどうい

うふうなお考えを持っていてもらえるものか、御

見解伺いたいと思います。

○説明員(森博君) これは私のほうも、もちろん

先生がおつしやいましたよに、職員のそういう

点に対してわれわれは十分の手当をしなければな

らないということは当然でございますので、一そ

う努力をいたすのは当然でございます。

それから、蒼白現象といふのはどの程度出てお

るかということ、これは一般的の文献なんか見まし

ても非常にまちまちになつておりますが、特に

チエーンソーの関係というのは非常に少ないわけ

でございます。私のほうは、私のほうの調査によりますと、こ

のアンケートによつて訴えられた例は、チエーン

ソーの場合が五・七%。こういふふうになつてお

ります。それで、従来これの補償の例があるか

をやつておつてそう感じました。

これを補償してくれという要求もなかつたわけで

す。これが払充できないかという問題につきまして、

このことについては大きな社会の問題でもあり、

それから、人々の健康の保持の上からも、それか

ら、また、その人たちによって守られますところ

の労働行政の上からも、労働の再生産の上からも

大きな問題であろうと思うのですが、これにつき

まして労働省としましてはこの問題をどんなんふう

にお考えになつております。たとえて申します

と、昨年私はそのことについて大臣の見解を伺い

ましたところ、業務上の問題については厚生省が

指導するはずであるけれども、これは明らかに労

働省の問題として、将来責任を持つてそれを監督

していく必要があると、こういふうに御答弁に

なりました。大臣じやございませんが、労働省の

立場で御答弁がありました。その後、それについ

てどういうふうにやつてもらつているものか、あるいは、また、現労働大臣はそれについてどうい

うふうなお考えを持っていてもらえるものか、御

見解伺いたいと思います。

○説明員(森博君) 一般的に若年労働者、

技術労働者の不足の中で、特に病院の看護婦不足

ということはやかましくいわれております。これ

は一般的な原因、つまりその労働力の総体的な関

係といったことはもちろんあると思ひますが、やは

りその労働の事情に、労働の量と質に労働条件が

合わないといふ点は大きな原因であるうと存じま

す。労働行政の立場からは、病院その他社会事業

施設における看護に従事しておられる人々に対し

ましては、基準法の規定に基づきまして、特に重

業に比べますと、非常に多くおくれております。私

が前に、昭和三十五年に二度目に労働省に参りました

したときに病院の争議が頻発をいたしました。その際に、病院の労務管理の実情についていろいろ調査をいたさせましたところが、ます、その管理の責任者がだれであるか明確でないところが非常に多い。「体院長なのか理事者なのかあるいは事務長なのか、そのところがはつきりしないところが非常に多い。それから、作業の業態といちらものが非常に少人数で多種類に分かれておる、それだけにむずかしく、それだけに注意しなければならないのに逆であるという点を痛感をいたしました。特に私立について労働条件の悪いところが非常に多い 것입니다。したがつて、そのとき、当時厚生省に対しまして、以上の点の改善を強く要求をいたしました。以後、労務管理について指導を行なわしておるところでございます。

それから、もう一つ、これはごく一部分でござりますが、女子の職業紹介所へ直接視察に参りましたところが、意外に看護婦の求職者が多かつたのであります。どこに食い違があるかといふ

うのところに働きますもの、いろいろあるの

でございますが、そういう実態というものを作られた私、それについて、ぜひ実態に即してこれは

千差万別でございます。大きな病院もございます

れば、小さい病院もございます。診療所に至りましては、これはもうほんの二十床ばかり持つてゐるところに働きますもの、いろいろあるの

でございますが、そういう実態といらものを労働省としてはどのくらい把握されておりますか。ま

た、私、それについて、ぜひ実態に即してこれは

いろいろ指導がなされなければ、ただ観念的にそ

うだというのではとても業績があがらないと思う

のでございますが、それにつきまして実態調査そ

の他について労働省としては留意をお持ちいただ

けるもののかどうか、これも伺いたいと思います。

○國務大臣(石田博英君) 先ほど申しましたよ

うに、三十五年に私が就任いたしましたときも、非

常に強く病院及び社会事業施設に働きている人々

の労働条件について、特にこの基準法上の監督を

強化するようなどいふことを指示いたしました。

それ以来、労働省としてもやつておるつもりでござりますが、さらに強化をいたしてまいりたいと

思つております。また、同時に、直接の所管は厚生省ではございますけれども、そこに働くお

ども、深夜業をしておるつもりでござりますが、私はどもの所管でござりますので、実態調査に十分努力をいたしまして、御期待に沿うようにつとめたいと思っております。

○説明員(大羽綾子君) 看護婦の労働の実態につきましては、三十九年度において各婦人少年室におきまして約四百の事業場を実地に歩きまして調査をいたしました。現在その結果について検討中でございますが、その中で特に目立ちますことは、既婚者の数が非常に多くございまして、五〇%が有夫者でございます。そういうような点からも、私どもとしては、関係機関とも御連絡をとつてやらなければならぬ問題があると思っておりますが、さらに私どものほうといたしまして、

○林塙君 もう一点伺いたいのです。

いま大臣からそういうふうに御答弁がございましたので、将来は労働省としましても、この問題につきましては婦人労働の立場から、また、医療

関係者の労働の上から、労働基準法に照らしていろいろ行政指導がなされると考えてよろしゅうございましょうか。

それから、それにつきまして、病院だけでござ

いませんで、これは医療の実態というの非常に

いませんで、これは医療の実態といらることは非常に

【速記中止】

○委員長(藤田藤太郎君) 速記を起こして。

○林塙君 いま婦人労働課長からお話をございま

すので、大体そういう調査は進んでおるようでござりますが、そういう実態といらものを労働

省としてはどのくらい把握されておりますか。ま

は、非常に整理のできております病院よりも、

もつと労働条件の悪い小さなところ、たとえて申

げましたが、診療所、これが非常に多いわけでござりますと、医療法人の経営の病院でありますと

か、あるいはまた、私立の病院の状態でありますと

とか、それから、広くいきますと、さつき申し上

げましたが、看護婦が働く条件がたいへんに悪い

ということは、これもぜひ実態調査の中に入れて

お調べいただきたい、というふうに思います。

○説明員(大羽綾子君) お調べになるのは、その状態が非常に悪いもので

ござりますから、どうしても希望者が少なくなる

というのが現状のようでござります。それにつき

ましてどんなふうにお考えになつておりますか。

お調べになりました四百の病院といらものはど

ういう病院でありますか、伺いたいと思います。

○説明員(大羽綾子君) 調べました病院の数四百

のうち、私が六十、国立、公立が百十九、その

うち十九人以下が五十、二十人から九十九人と

いうのが百三十九、かなりの数を調べております

んで、二つ三つの科が合わさつておるような小さ

い病院において労働条件が悪いといふことは、あ

る程度言えると思います。それにつきまして、

私どもも十分指導してまいり、あるいは基準局の

ほうでも監督の面でお考えいただくように連絡を

とつてまいりたいと思っております。

○林塙君 違反になりませんか。というのは、十

八歳に満たない者はこの限りでないとあります

が、十七歳でもつてしている場合は違反になるか

ということですが、なりませんか。

○政府委員(村上茂利君) 法違反にならないとい

う解釈をとつております。

○林塙君 違反になりますか。というのは、十

八歳に満たない者にはこの限りでないとあります

が、十七歳でもつてしている場合は違反になるか

ということですが、なりませんか。

〇政府委員(村上茂利君) 労働基準法第六十二条の第四項のただし書きで、「但し、第十四号の事業に使用される満十八才に満たない者については、この限りでない。」十四号と申しますのは、旅館とか料飲店、接客業ということでございまして、病院の場合は十三号でございます。ただし書きの適用なしということでございます。

〇林塙君 そういたしますと、十四号は、これは旅館とか何とかでございますから、十四号の場合は十八歳未満ではいけない。しかし、十三号の場合、これは十八歳未満であってもいい、こういふふうな解釈になりますか。そういうことでございますか。

〇政府委員(村上茂利君) はあ。

〇林塙君 そういたしますと、かりにそういう十八歳未満の年少者が、そこで病院のような非常に過労になる状態の中で使われておられました。それにはかまわない、こういう見解が成り立ちますか、どうしたことですか。私、そういうことが非常に不審に思えるのです。といいますのは、あとで申し上げたいと思いますが、そういう場合についてはこの限りでないというふうにこの保育看護法といふものに全部のがれて、そうして、どういう場合でも、保育看護があればそれでいいのだというふうに労働基準法としては全部のがれているようだ感じがいたしますので、これは将来何らかの形で改善をしていかなければ、とても労働条件がよくならないじゃないかというような感じがいたしますので、この点を伺いたいと思います。

〇政府委員(村上茂利君) 御指摘の問題は、深夜業の禁止解除の問題と、一日の労働時間は何時間かという労働時間制限の二つの面から検討を要すると思ひます。深夜業の禁止解除につきましては、御指摘のように、労働基準法第六十二条第一項及び第四項によって処理されるわけであります。この点が許されるかといふ問題になりますと、一日の労働時間は、労働基準法第四十条及び施行規則第二十七条の規定によりまして、九時間といふ

うちにされておりますが、しかし、その時間延長につきましては、労働協約を締結する、いわゆる三十六条による協定を締結する等の手続が必要でございます。群馬県におけるある市などでは、病院が延長に必要な法定の手続を踏んでいるかという問題が一つございます。それと、十八歳未満の年少者につきまして、法定労働時間は一日八時間となつておりますので、その時間外労働は禁止されてしまいます。そのような労働時間そのものの制限と深夜業禁止の規定の解除のからみ合いの問題がござります。そのままおきまして、その時間外労働は禁止されてしまうので、そういう点については、御指摘のとおり、十分配慮する必要があるわけでございます。その点につきましては、第一線の労働基準監督署におきましても、三十八年度におきまして四千八百十事業場——これはもつとも病院だけじゃなくて、保健衛生事業全般でございますが、四千八百の事業場を監督いたしましたのであります。その点に違反でござります。違反がございました事業場件数の約三分の一が労働時間に関する違反であります。しかしながら、その中で最も多いのは、ただいま御指摘の労働時間についての違反でございます。違反がございました事業場件数の約三分の一が労働時間に関する違反であります。したがいまして、この点につきましては、深夜業の禁止解除の問題と、一日における労働時間の長さのからみ合いをきちっとしていくべくといふことが必要でございます。この点につきましては、先ほど大臣からお話をございましたように、労務管理の問題としまして、この点につきましては、先ほど大臣からお話をございましたように、労務管理の問題として、その点につきましては、

さういふことがあります。この点につきましては、出先のほうで基準局にござりますが、それにつきましては出先のほうで基準局で最も多くは、たゞいま御指摘の労働時間についての違反でございます。違反がございました事業場件数の約三分の一が労働時間に関する違反であります。したがいまして、この点につきましては、深夜業の禁止解除の問題と、一日における労働時間の長さのからみ合いをきちっとしていくべくといふことが必要でございます。この点につきましては、先ほど大臣からお話をございましたように、労務管理の問題としまして、

観点から、集団的な労務管理をいたしたいとをとりまして指導いたしているような次第でございます。群馬県におけるある市などでは、病院が集団的にこの労務管理を研究推進いたしまして非常な改善をみた、実は特殊な表彰も行なつたという事例もございまして、労務管理近代化をやつていただき、病院におきましては、かなりの事態の改善をみておるという結果を私ども承知いたしておられます。国立病院につきましては厚生省と十分連絡し、民間病院につきましては、労務管理近代化

という観点から、法定基準が守られますように、今後特段の努力をいたしてまいりたいと存じます。

〇林塙君 いまのお話で了解いたしましたが、今度はそういう大きな病院で労務管理とかいうようない、そういう近代化ができるというような、そ

ういうことでなくて、看護婦あるいは准看護婦がいたしてまいりたいと存じます。

四、五人のいるというような診療所の問題でござりますが、それにつきましては出先のほうで基準局で最も多いのは、たゞいま御指摘の労働時間についての違反でございます。違反がございました事業場件数の約三分の一が労働時間に関する違反であります。したがいまして、この点につきましては、深夜業の禁止解除の問題と、一日における労働時間の長さのからみ合いをきちっとしていくべくといふことが必要でございます。この点につきましては、先ほど大臣からお話をございましたように、労務管理の問題としまして、

〇政府委員(村上茂利君) 大だいま御答弁申し上

ます。たしましては、婦人少年室が場所的には同一の所にござります。労働基準法上の監督は基準局で行なうわけでございますが、実態調査、啓蒙指導といった仕事は、いわゆる監督権限の行使としてではなく、婦人少年室で行なわれておるわけであります。地方の基準局におきましてはそいつた権限の一応の区分はござりますけれども、仕事をやります場合には、同じ建物においておるというものが現状でございます。たゞ、それにつきましては婦人少年室の人数が足りないのではないか、調査、啓蒙いたしましたとしても手足がないのではないかといふ御疑問は、これはごめんともでございます。その点につきましては、御承知のことく、協助員といふ有識者に御協力いただくといふよう、公務員によらざるそい、民間有識者の力を活用するという方向で現在調査、啓蒙等を行なつておる次第でございます。

〇林塙君 全体にわたりまして、看護関係に働く

いた点につきまして格段の努力をいたしたいと思います。

〇林塙君 もう一問お願いしたいと思いますが、実は私ずっと小さいところを見てまいりまして、全部は行かれませんが、地域に参りまし

たときに行きました。それは婦人労働の問題でござります。それから二、三人というふうな看護婦

あるいは准看護婦がおりますところの診療所、有

床無床、とにかくそういうところで働く人たちに

いろいろ問題があるようでございますから、婦人

少年室の室長さんとよくお話を申し上げ、御監督をおいただきたいし、御指導もいただきたいと言つておるのでございますが、出先の婦人少年室の人

員が非常に足りないので、そこまで行き届かない

というような御意見もあるようなんでござりますが、それは基準局としてはどういうふうにお考えですか。

〇政府委員(村上茂利君) 地方の労働基準局とい

たしましては、婦人少年室が場所的には同一の所にござります。労働基準法上の監督は基準局で行

なうわけでございますが、実態調査、啓蒙指導といつた仕事は、いわゆる監督権限の行使としてであります。労働基準法上の監督は基準局で行



業病の問題で質問いたしました。チエーンソーを使い始めまして、相当のそういう病気につかっているという報告があるのであります。去る三月三十日に全林野の労働組合の委員長から長官あてに、この白ろう病を職業病にしてくれました。がつて、これにかかる國の責任で治療してもらいたいというような書面が出ております。そのあと、長官からこの回答が四月七日付で出ているわけです。その書面を中心にして、今まで職員部長に対し質問してまいりましたが、長官、この白ろう病について今までとられたました処置について質問いたします。

○政府委員(田中重五君) この白ろう病と称される問題につきましては、非常に重要な問題だと考

えまして、心痛をしているわけでござりますが、林野庁におきましても、その症状の実態につきまして、それぞれ現地において調査をいたしました上で、この仕事と症状との関係なり、それから、その症状に対する対症療法、その他医学的な問題について研究の委託をいたしております。それで、その結論を得次第、一方、國家公務員災害補償法に基づく人事院規則によるところの職業病等の指定等については、人事院とよく協議をいたしまして、そういう患者に対しましてはできる限りの処置をするように努力をいたしたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○小柳勇君 いままでの職員部長の話によりますと、現在なお検討中の段階である。しかも、一番問題なのは、人事院規則の中に、「さく岩機」、それから、「ひよう打機」とはっきり書いてあって、であるから、そのほかのものについての、たとえばチエーンソーといふのはさく岩機でないし、ひよう打機でないから、この震動病といふものも、いま直ちに人事院規則として適用できないのだというより答弁がありました。労働基準局のほうでは、基準法の施行規則の中に、「さく岩機、鉄打機等」と入っているわけです。機械の震動によつて、これを扱うために白ろう病が起つたのだから、これは職業病である、というような相

当食い違いがあるわけです。この問題をいまなおすとでは私納得できないわけです。それはいろいろ報告なり文献を読んでみますと、すでに一、三年前から労働者の中では問題になっている。そうして皆さんのはうに、もう二年ぐらい前に、これを職業病にしてくれという話があつて、いると思うのです。それを今日なお人事院規則にそれが書いてないとか、あるいはまだ十分な治療ができないとか、医者の所見がないとかいうことで、これをいやゆる仕事の上の病氣であるといふ認定をしていかないということはあなたのほうの怠慢だと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(田中重五君) その点については、いま他の職業病等との均衡はもちろんとらなければならぬものだと考へます。その根柢となるものはといたしまして、調査並びに専門家の意見を徴しておるわけでございますが、この症状群に対しては、できる限りの行き届いた措置をとつてまいりたいと、こう考へておる次第でございます。

○小柳勇君 調査を頼んでおるということ、できるだけの処置をしたいということについては若干の食い違いがあるよう思いますが、どういうふうな法なり規則の根拠で処置しようとするのですが、そういうふうな職業病といふものは、この人

の処置をするように努力をいたしたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○小柳勇君 いままでの職員部長の話によりますと、現在なお検討中の段階である。しかも、一番問題なのは、人事院規則の中に、「さく岩機」、それから、「ひよう打機」とはっきり書いてあって、であるから、そのほかのものについての、たとえばチエーンソーといふのはさく岩機でないし、ひよう打機でないから、この震動病といふのも、いま直ちに人事院規則として適用できないのだというより答弁がありました。労働基準局の

上であるといふに証明をすれば、これは人事院のほうで公務障害といふに認定してもらわなければ、これが職業病に指定されないものの取り扱いでございます。そういうようなことになると、これが職業病として公務上認められることは、なかなか不容易なことだと考へます。そういうふうにわかれは理解をしておるわけでござります。

○小柳勇君 そうしますと、公務外の病氣でないということの証明がつきさえすれば、現在問題になつておる病人は、すべていわゆる職業病としてこの公務員労災の補償によって処理いたしますと、こういうことに確認してよろしいですか。

○説明員(森博君) 職業病といふものは、この人事院規則の十一条でございますが、その別表に掲げてございます。その職業病といふものに書かれますとそういう仕組みになるわけでござりますが、そういうふうな職業病といふ指定をいたすには、人事院のほうでいろいろさらに因果関係についての医学的な研究があるのではないかといふふうに私は承つております。

○説明員(森博君) 人事院規則で職業病に指定されますと、私の理解している範囲では、かかつた方が、たとえばチエーンソーについてはレイノーフ氏現象といふふうに指定されますと、そうしますと、うちのほうのチエーンソーを使っておる職員にもしそういふレイノーフ氏現象が出来ましたならば、これは当局のほうで公務外の原因でもつてなつたのではないという立証をしない限りは、これは公務上に認定されるということにならないと私は理解しております。それで、そういうふうな仕組みになるには、なお人事院のほうでいろいろ御検討があるのでないか。しかし、それまで待つて

おるわけでございますが、ですから、さらに権威者の意見を聞くなり、臨床的な調査をするなりとくわからぬのですがね。もうチエーンソーを五千台くらい使っておるらしいのですが、そのためには、三年前から手が白くなるとか、あるいは関節が痛いとか、そういう症状が訴えられて、職業病としてくれという話があつた。これが国会の問題になつて、私が取り上げてこれをいま質問して、初めてそういうことをこれから十分やろうということになつておりますが、あまりにも非人間的な皆さんの扱いではないか。これは毎日、職業病で苦労して訴えておる。そういう職員の訴えについても言われたように、直ちにその病人については处置をしようと言つておられない。その書面にいたしましても、人事院規則がありますから、人院に資料を送りまして、そつとしてひとつ努力いたしましょとは書いてありますけれども、ただいま言われたように、直ちにその病人については处置するということは一つも書いてない。もう少しだたくさんの人を使つておる長官として、それは

明らかに自分が使つておる職員が、機械を扱うために病気が起つたとするならば、これに対する処置といふものは、人事院規則ができた以後に起つた事態でしよう、たぶん。そういうものは実施機関としてちゃんと指定してあるのですから、おたくのほうは、公務の災害について十分手厚い保護をするように規則ができるのでしょう。にもかかわらず、こういう国会で問題にしなければ十分な処置もしないようなことでは、一体どうしたことでしょうかね、長官の見解をお聞きいたします。

○政府委員(田中重五君) お説の御趣旨はまことにごもと存じますし、気持ちいたしまして私もそのとおりだというふうに考えます。この症状に対する対策については、この国会で問題にあがられる前に、先ほど申し上げましたように、調査には入つておるわけでございますが、そこで、人事院で職業病として指定されるというところにございますが、そこで、そういうふうに指定については、いま森部長から御説明を申し上げましたように、人事院なりのその根拠が必要だということであろうと、こういうことに考えるわけでござりますが、そこで、そういうふうに指定をされたまでの扱いにつきましては、当方で公務災害ではないということの実証をしないということであるから、人事院で職業病として指定されるといふことについては、いま森部長からも御説明を申し上げましたように、人事院なりのその根拠が必要だといふことであらうと、こういうことに考えるわけでござりますが、そこで、そういうふうに指定をされたまでの扱いにつきましては、当方で公務災害ではないということの実証をしないといふことです。

○小柳勇君 お説の御意見は基準局のほうから御説明いただくといたしまして、こ

ばならないということに解しております。

○小柳勇君 したがつて、さつきから言つておられますのが、皆さんがやられる公務上外の疾病でないという証明では、正当の公務員としての災害補償ではないわけですね。便宜上の災害補償なんでしょう。そういうものは受けられないでしょ。さつきから皆さんがおつしやっているのは、あたかも労災補償ができるようなことを言つておられますけれども。

の職業病のほうは、これは第十条にござります

が、これの職業病といふものの一般的な概念とい

められるものを規定しておるわけであります。し

たがつて、業務上の負傷により疾病にかかるものは職業病ではないが、業務上の疾病ではないという種類と疾病の態様に、人事院規則のほうは、こういうものを抜きにいたしまして、いわゆる職業病として特掲すべきものにつきまして、その業務の種類と疾病の態様を明示しておるわけでございまして、それ自体は

ぴどであろうと、その仕事が直接原因となつて発病の可能性のある疾病といふように理解をいたしているわけでござります。こういうふうな理解に、こういうようなことの結論が人事院のほうがあつたとしても、われわれ伺つたところでは、そもそもレイノー氏現象といふものが、政治的にはなかなか判別のついていない段階でござります。ただ、病の可能性のある疾病といふように理解をいたしまして、は、職業病とは、その仕事に従事していれば、何

病の可能性のある疾病といふように理解をいたしました。そこで、先ほどの十一号の規定におきましても、なぜ「等」という字を入れたかといふことでございますが、一般の事業場におきましては、さく岩機、びょう打機などのほか、たとえば震動器具を使った場合にはこういう現象が一般的に起るのではないかといふ定説でござりますけれども、医学的にそれじやどういう病理的現象に

よつてこういう病気が起るのかといふことにつけられども、まだわからないといふことなどでござります。その辺をとことんまで結論を出さなくちやんと、医学的にはそれを何らかの現象といふか、それは人事院の御意向は知りませんけれども、なお若干検討する、さらに詰め、職業病として指定するには詰める必要がある

ります。その辺をとことんまで結論を出さなくちやんと、医学的にはそれを何らかの現象といふか、それは人事院の御意向は知りませんけれども、なお若干検討する、さらに詰め、職業病として指定するには詰める必要がある

のです。したがつて、こういうふうに事故でもつて起きたものでない病気といふものについては、認定

というものはなかなかこれは普通の機関ではむずかしいことございまして、そういうような場合には人事院に協議をして、それで判定をする、こう

までに例もないことござりますので、至急人事院にこういわわれのほうのデータをそろえて、それで公務上の外の判定を至急してくれ、こう

いうことである、こういふうにあります。

○小柳勇君 人事院規則のほうはそれでいい。それが読みますから、聞いておつてください。国家公務員災害補償法第八条、「職員が公務上の災害を受けた場合においては、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者がこの法律によつて権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない」、この適用を受けるかどうか。

○説明員(森博君) 第八条の規定は、公務上の損害を受けた場合において、この規定は、認定

局のほうから御説明いただくといたしまして、このとおりませんで、「業務上の疾病は、次に掲げるも

どもそりいした実態面における研究調査の結果と相ましまして、労働基準法施行規則第三十五条第十一号を適用すべきものであるという判断に到達したわけございます。そのような経過でござりますので、この白ろう病が直ちに職業病であつて、人事院規則の特掲された職業病に入れるかどうかという問題と、それから業務上の疾病であるかどうかということとは、形式的には別な問題であらうかと思ひます。先ほど来、種々林野庁のほうから御答弁がございましたけれども、私どもは労働省に対する補償は行なわれるものというふうに期待いたしておる次第でござります。

○小柳勇君 職員長、いままで検討された、あるいは医師にいろいろ御相談なさつたといいますが、具体的に医師について、どういう機関に御相談になつたか、御答弁願います。

○説明員(森博君) 労働科学研究所の労働衛生学第二研究室の三浦先生、富永先生にもいろいろお話を伺つて、御意見を伺つております。

○小柳勇君 いつですか。

○説明員(森博君) これは三十八年から三十九年にかけてたゞたびお会いして、御意見を伺つておられます。

○小柳勇君 そういうものの結論はどうですか。

○説明員(森博君) 大体申しますと、いろいろ振動工具とそういうレイノー氏現象というもののが関係というのは、これはまあ一般的に定説になつて

いるということと、しかし、医学的には、これはまあ各國でも非常に例は少ないので、医学的にこれの究明というのは、なおなされていないといふようなこと、まあまとめて簡単に申しますとそろいと云ふことです。

○小柳勇君 林野庁で、いわゆる事業官厅ですか、労働医学の面まで十分の研究もないことも理解いたします。ただ、さつき労働省のほうで数年來研究してあることは、ひとつ参考に聞いても追及してもしかたがないので、前向きに私は質問いたしますが、一つは人事院規則、この規則自体

が非常にかちとワクがはまつておりますから、あなどいまおつしやるよに、これによつて役所としては処理できなかつたとおつしやるならば、

それも一つの答弁でしようね。したがつて、直ちに人事院規則については改正するよう、そして、さつきおつしやつたように、職業病の認定がなされるように努力してもらわなければなりませんが、現在起つておるものについては公務外の疾病でないといふ認定をとつて、早急に準公務的な――おそらく公務ではないですね、この法律によると公傷の措置ではないでしょうか、どうですか。その点はこの公務外の疾病でないといふ證明をとれば、この国家公務員災害補償法に準じてこれと同等の措置がとれると、そら確認していくですか。

○説明員(森博君) これは公務に基づく疾病であるといふ認定をいただければ、これはもうこの國家公務員災害補償法の補償は受けられるわけでございまして、そのように努力いたしたいと思っております。

○小柳勇君 あなたがさつき答弁されたから私は言つておるのです。速記録を見たら書いてありますよ。いまさくはこの人事院規則で公務障害とされませんから、とりあえずは、公務外の疾病で

○説明員(森博君) それはどこがやるのですか。おたくは実施機関ですから、現場の局長が、これは公務の障害であると認定すればやれると、こういうことですか。

○小柳勇君 それはどこがやるのですか。おたくは公務として直ちに指置いたしますと、そらさつ

職業病として公務に指定された場合でございませんか――職業病に指定されるということ

は、いまさく岩機「鉄打機」としか書いてございませんけれども、さく岩機、びょう打ち機、

○説明員(森博君) 職業病に指定されますと、こ

れは私が当局だいたしますと、おまえの病気は

公務、たとえば国有林ならば、国有林のほうに来る前に、さく岩機を使つたときの病氣ではない

か、こういうふうにこちらが説明しなければ、

○説明員(森博君) これは人事院にもいろいろ運用の方針があるわけでございまして、従来、その

障害に基づいた疾病といふのを、大体當林局なり當林署といふものがこれの認定の権限を持つておるわけです。これは一ぺんも経験のない、事例のないことにつきましては、やはり人事院と打ち合わせをしてこういふものを認定をするといふことになつておりますので、これはもう至急人事院と相談をしてこの認定をしていただくようになります。

○小柳勇君 そうしますと、さつきの答弁と違うのですがね。人事院と相談して、人事院がOKと

言つたらこれはあたりまえに法が適用されることは当然です。そうでなくて、とりあえすは、人事院はまだ問題にしておるようですから、私のほうでござります。

では公務外の疾病でないといふ證明をとつて、そですが、最後のほうはわかりますけれども、前のほどのあなたのを私が解説すると、ことに「さく岩機、鉄打機」とはつきり書いてある、これと類似の症状が出る、そらすると、あなたの病気はさく岩機で発生したのでもないし、びょう打ち機で発生したのでもないという證明をとる、そらする

と、あとは残つたのはチエーンソーだけだから、これは当然チエーンソーによる病気だと判定できる。したがつて、これをチエーンソーによる職業病だ、国有林作業に従事したもののそれがもとで発生した病氣であるから、したがつて、準職業病的にこの労災補償法が適用できる、こういうふうに理解していくかということを言つて、いるのです。

○小柳勇君 あなたがさつき答弁されたから私はだから、私はではないんだから、したがつて、準職業病として直ちに指置いたしますと、そらさつ

き答弁されたから、私はそれを確認しているだけ

なんですよ。それをやりますかどうかといふことを

されませんから、とりあえずは、公務外の疾病で

○説明員(森博君) これは私が当局だいたしますと、おまえの病気は

公務、たとえば国有林ならば、国有林のほうに来る前に、さく岩機を使つたときの病氣ではない

か、こういうふうにこちらが説明しなければ、

○説明員(森博君) これは公務障害に指定されるということでもつて

これにかかるれば、もし当局が、おまえは前にさく

岩機を握つていたんではないか、握つた事実があ

る、それに基づのではないかといふ證明をしない

とチエーンソーを握つているということでもつて

これにかかるれば、もし当局が、おまえは前にさく

岩機を握つていたんではないか、握つた事実があ

る、それに基づのではないかといふ證明をしない

と相談をしてこの認定をしていただくようになります。

○小柳勇君 そうしますと、さつきの答弁と違つたのですがね。人事院と相談して、人事院がOKと

言つたらこれはあたりまえに法が適用されることは当然です。そうでなくて、と/or あとは

それで公務障害の認定をいたしたい、こういうこと

○説明員(森博君) 先生のは職業病の場合をお

もう少しそこがはつきりしないので、もう最後のほうはわかりますけれども、前のほどのあなたのを私が解説すると、ことに「さく岩機、鉄打機」とはつきり書いてある、これと類似の症状が出る、そらすると、あなたの病気はさく岩機で発生したのでもないし、びょう打ち機で発生したのでもないという證明をとる、そらする

と、あとは残つたのはチエーンソーだけだから、これは当然チエーンソーによる病気だと判定できる。したがつて、これをチエーンソーによる職業病だ、国有林作業に従事したもののそれがもとで発生した病氣であるから、したがつて、準職業病的にこの労災補償法が適用できる、こういうふうに理解していくかということを言つて、いるのです。

○小柳勇君 もう少しそこがはつきりしないので、もう最後のほうはわかりますけれども、前のほどのあなたのを私が解説すると、ことに「さく岩機、鉄打機」とはつきり書いてある、これと類似の症状が出る、そらすると、あなたの病気はさく岩機で発生したのでもないし、びょう打ち機で発生したのでもないという證明をとる、そらする

しゃっている……。

○小柳勇君 ええ、ええ。

○説明員(森博君) その場合は、もちろん職業病に指定する場合におきましては、そういう自動的なシステムにいたしますにつきましては、これは人事院としては医学的な相当因果関係を調べられましてやつておられると思うわけでござります。しかし、そういうふうに職業病に指定されましたら、おまえは外ではさく岩機を使ってなかつたのだ、先生のおっしゃるとおりのこととで指定がでるかと思つております。

○小柳勇君 そうしますと、まあことばよりも、現実に何百人かそういう病気があるとする。あるとするとものを、どうしてあなた方は治療させ、これの事後の処置をいたしますか、そこから話を進めましょう。

○委員長(藤田藤太郎君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(藤田藤太郎君) 速記を起こして。

○政府委員(田中重五君) いまいろいろ論議がかわされましたなが、人事院規則における職業病として指定することについては、人事院なりのいろいろな調査、根拠も必要でありましょらし、しかし、それにもしましても、私どものほうでそういう実態、あるいは専門家の意見等に基づいて、そういう相談をするということを申し上げておきたいと思ひます。

それから、指定がなされるまでの取り扱いとしましては、いまも職員部長が申しましたように、公務災害でないということの立証をしないといふことで公務災害としての取り扱いの道はあるわけございます。ただ、それとしても人事院と相談をするということをなさいますから、それで、その点について暫定的な取り扱いについては、やはりその患者の実態に即して、そういう症状であるといふふうに考えられるものについて

は、いま先生のお話のような方法で、できる限り手厚く措置をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○小柳勇君 そういたしますと、次に、今度は予防措置ですが、これは労働省にも関係がありますが、振動する機械を扱つたらそういう病気が発生するということが医学的に明らかであれば、機械を改善するのか、あるいはからだがそれに耐えるようになんか改善をするとか、いずれかがあります。また、そのチエーンソーを扱う時間を短縮するとか、職場をときどきかえるとか、扱う人をかえるとか、チエーンソーを改善するとか、いろいろ措置がありますが、そういう措置についても十分予防的な措置、あるいは機械の改善など、御検討される決意があるかどうか、お伺いします。

○政府委員(田中重五君) まあ少なくともそういう機械の使用との関係で実体的な障害があるように思われるという段階でもござりますから、そこで、まずそういう機械の肉体に障害を与えないよう改良等については、これは十分にくふうをするように努力をしてまいりたい。外国等の実例についても、実は少し照会その他聞いてもおりますけれども、まだそういう例を認めないといふか、見つからないというか、そこでそういうことを予防するためのくふうというものがなされていないようございます。なおよく調査をしたい、こう考へております。

○小柳勇君 これは労働省の基準局長にも見解を聞いておきたいのですが、たとえばいまの震動による障害、あるいはキー・パンチャーやいま腱

ショウ炎などを起こしているようですがけれども、これは医学的にもあるいは対症とか何とかいろいろあります。あるいは機械のくふうなども当然やらなければならぬと思うわけです。そういう面で労働省はどういう検討されているか、お聞きしておきました

題も含めてお話をございましたが、作業条件なり、あるいは労働時間の配分なり、いろいろくふうを要する問題がありますので、そういう角度から予防という問題につきましては、広い角度から検討を要すると思うのであります。なお、ただいま問題になっておるようなケースにつきましては、震動による一つの異状でござりますので、保護手袋のようなものは考えられないかという観点

から、すでに労働衛生研究所等におきましてそういうものの研究を行なつておる次第でござります。しかしより基本的ないろいろな問題があります。しかも、すでに労働省といしまして林野厅と連絡をとりまして、今後におきまする疾患防止について具体的な基準を考えたいと思つておる次第でござります。

○小柳勇君 その問題はもう少しありますが、時間がおそくなりましたので、はしょりまして、林野労働者の雇用安定の問題で長官に、二、三質問いたしたいと思ひますが、一つは、さつき労働大臣がここで答弁いたしましたが、日々雇い、あるいは月ぎめ雇いの雇用労働者は生活が不安定でありますから、なるべく常用雇いにすべきであると

いう見解を述べ、たとえば国有林労働者などでは冬山の作業はできないといふことで、冬は休ませてしまりこれが季節的労働者になつてゐる。外国でやつてゐる、あるいは民間でやつてゐるものがあなぞ冬山の作業ができないかといふ。こういう労働大臣からの見解の表明もあつたわけです。林野

府の統計などを見ますと、臨時雇いのほうが大半でありますから、もうけ主義でやるということと、冬山の作業はできないといふことで、冬は休ませてしまつて、これが季節的労働者になつてゐる。外因でやつてゐる、あるいは民間でやつてゐるものがあなぞ冬山の作業ができないかといふ。こういう労働大臣からの見解の表明もあつたわけです。林野

○政府委員(田中重五君) 雇用の安定は、これは申すまでもなく、国の政策でもございますし、きわめて重要な問題でございます。まあそういう実務にはなりましたけれども、常用があつて、また定期があつて、そして、また、それは月雇い等からそのように転化してまいり、なお、常用からは定期内縁入れが行なわれてまいつてきただといふのが現在の実情でござります。それで、たゞ、当委員会では、しばしば申し上げたと思うのですが、それでも現在の段階におきましては、季節性を克服するということがなお困難でございまして、まあ得ける限り機械の使用あるいは作業資金の改善等によつて、まあ植物整理といいますか、どうしても現在の段階におきましては、季節性をどうしても現在の段階におきましては、季節性を克服するということがなお困難でございまして、まあ得ける限り機械の使用あるいは作業資金の改善等によつて、まあ植物整理といいますか、

そういうものの許す限度でできる限り仕事をつないで、そして同一人にできるだけ年間長く勤めてもらうというふうを講じてきただわけでございます。そういうことで、同じ定期にいたしました。も、定期の雇用期間は延長されているというのが現在の実態でござります。特にその仕事の性質が通年化され、そして、また、その能力と責任があるといふ者については常用となり、さらにそれが定期内縁入れとして安定されつつある、方向としてはそういうことであることを申し上げたいと思います。

なだ、冬山作業は民間がやつてゐるのになぜ官業でできないかといふこととござりますけれども、もともとこの冬山作業というのは、官業もこれをかつてやつておりましたし、一部なお現在で残つてゐるところがあるわけでござりますが、まあ最も原始的な仕事のやり方でございまして、民間でやつてゐるといふことは、なお機械化されない状態においてそういう仕事が冬だけ、雪の上だけで行なわれてゐるといふことなのでございまます。ところが、冬山の仕事というのは、何といふことで、雪が早く降るとかおそく降るとか、あるましても、これは積雪を利用するわけでございまして、雪が早く降るとかおそく降るとか、ある

○政府委員(村上茂利君) キー・パンチャーの問

で仕事の計画が非常に狂つてまいりますし、また、一度に雪が降つたということで、切り、あるいは乾燥された木材が雪に埋れてしまふ、見失われるということがございましたり、あるいは、また、山林の木材の集約な利用がどうしてもできなかつた、したがつて、その歩どまりが悪いから、したがつて効率的でない、まあいろいろそういうことがございまして、そういう後進性というか、原始的な仕事から脱却していくためのいま努力が民間においても払われている。まあやはりちゃんと森林道等をつづけまして、そして機械が駆使できるような状態において、そして経営を機械化し、合理化し、近代化していくためには、そういう雪というような天然現象にたよらないやり方がいいということにだんだんなつてきて、いるので、したがつて、逆にいいますと、かつて冬山作業をやつていた国有林野事業の時代に比べますと、現在そういう雪にたよらない仕事をやっておる現在のほうが雇用の期間は長くなつておるということになるわけござります。その他冬はどうしても寒いので能率も上がりないと、ということで、だんだんいいま申しあげましたような方向に至つておるわけでございますが、しかしながら、その冬においても機械的に、技術的に何とかそれを克服することによつて夏冬を通じた仕事ができないかといふかもあわせてやつておるわけござります。それで、そういうふうに木を切るほうはそういう仕事の合理化とくふうで、まあ夏やるにしても、やる期間をだんだん延ばしていくことができるという方向で進めておりますけれども、木を植えたり、あるいは植えたものの保育といつておりますけれども、育てていくための仕事については、やはり期間が一定に、秋なら秋、春なら春、夏なら夏といふように限られておりまして、そして、その限られた造林期に全体にわたつて手を入れなければならない、植えなければならないということになりますと、一時にもう人がたくさん要りますと、あとは要らなくなるといふような、先ほど申し上げましたような季節性といふものが林業の経営にはあるわけでございます。そして、それ

はどうしても必要な人間であると同時に、その季節が過ぎてその仕事がなくなりますと要らなくなつておる形になつておるわけでございます。それがあつた、山林の木材の集約な利用がどうしてもできなかつた、したがつて、その歩どまりが悪いから、したがつて効率的でない、まあいろいろそういうことがございまして、そういう後進性というか、原始的な仕事から脱却していくためのいま努力が民間においても払われている。まあやはりちゃんと森林道等をつづけまして、そして機械が駆使できるような状態において、そして経営を機械化し、合理化し、近代化していくためには、そういう雪と一緒に、林業の仕事といふものは農家の余剰能力というようなことで昔から行なわれてきたという実態がござります。しかしながら、林業をさらに合理的に近代化していくためには、そういう臨時的な労務をあてにしておりましたのは熟練度もなかなか確保しがたいし、ですから、仕事をする側からいいまして、なるべくなれた人に長く来ていただくといふことがいいわけございますが、なお、季節性の克服という点まで至つてない。しかしながら、何とかくふうをいたしまして仕事をつないで、そろして通年的に働く場をつくることによつて安定をはかつてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○小柳勇君 労働省の職安局長に質問いたしますが、先般予算の分科会で労働大臣が答弁されたものの中には、外國でも林野業の諸君が常用雇用、しかも、仕事がそういうふうになつておるんだ、また、建設業などでも逐次常用雇いになりつつある、したがつて、各省庁に協力を求めて、なるべく不安定雇用をなくしていく、常用雇用にするんだ、そういう働きかけをやつておるんだといふ答弁がございましたが、いま長官のお話で、冬山作業などについては民間はやつておるけれども、なかなか現状として困難であるといふことになりました。外國の実情などを含んで、先般の大臣の答弁、労働省の希望なり見解をお聞きしておきたい。

○政府委員(有馬元治君) 私どもが林業なり建設

業について、通年工事あるいは通年作業、これを背景とする通年雇用ということを最近呼びかけてまいりました理由は、季節労働者のために失業保険財政が非常に窮屈になつて、このまま放置すれば破綻を来たすといふような状態になつてしまひましたので、歐州あるいはカナダ等の実情をよく調査いたしておるわけですが、この結果によりますと、大体日本よりもっと寒い国々で建設業においても大体通年工事がなされておる。これで、そういうふうに仕事が断続するため、この範囲が過ぎてその仕事がなくなりますと要らなくなつておる形になつておるわけでございます。それで最近十年間ぐらいの間に急速にそういう施設が開発をとつてきているわけです。したがつて、雇用関係も、年間を通じて安定雇用に向かつていふ、こういう事情が国別に若干の違いはござりますけれども、わかつてまいりましたので、私どもは、これから十分に内容の検討に入るという段階にしておきますが、なほ、季節性の克服という点まで至つてない。しかしながら、何とかくふうをいたしまして仕事をつないで、そろして通年的に働く場をつくることによつて安定をはかつてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○小柳勇君 国有林野事業のあり方についていろいろ質問していかなきやなりません。また、そのことによつて雇用を安定してまいりますが、時間

二年ですぐ実現するとは思いませんけれども、相当の時間をかけながら通年工事、通年雇用といふ方向に向かつて雇用面から関係の各省に呼びかけてまいりたい、かよう考へておるわけござります。

○小柳勇君 国有林野事業のあり方についていろいろ質問していかなきやなりません。また、そのことによつて雇用を安定してまいりますが、時間

二年ですぐ実現するとは思いませんけれども、相当の時間をかけながら通年工事、通年雇用といふ方向に向かつて雇用面から関係の各省に呼びかけたが、かよう考へておるわけござります。

○小柳勇君 そこで、もう時間もなくなりました、この次にこの答申に沿いまして、国有林野

トがあるといふのか、その辺についてなおよく解説をただしたいと、こう考へておる段階でござります。

○小柳勇君 それでは、もう時間もなくなりました、この次にこの答申に沿いまして、国有林野事業のあり方と、それから、将来の職員分布ですね、その中で働いておる職員の雇用安定の問題を

ただしていきたいと思ひますが、まだ十分の序説あるいは省議もないようありますから、きょうは質問はこのくらいにしておきたいと思いますが、私は最後に一言御要請申し上げたいのは、午前からの質問の中でも感じましたのは、企業官厅

うものがおろそかにしてあるのではないか、大事にされてないのではないか。事業が主であつて、職員の生活などといふものは、ほとんどもうことはを激しく言うならば、虫けらのように、あまりにも無視しているのじやないか、こういふような印象を受けました。そのことは非常に不幸なことです。労働組合の意見などを聞きましても、団体交渉でもあまり十分に意見が交換されておらないような印象も受けますし、この答申を受けられて、将来相当な改革がありましょうけれども、で引き入れながら、この全体的な職員の生活安定を考え、よりよい事業でありますように念願するわけであります。が、なお、最後の問題についてはこの次に質問することにいたしまして、きょうはこれで私の質問は終ります。

○委員長(藤田藤太郎君) 他に御発言もなければ、本件に関する質疑は、本日はこの程度にとどめたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議なければ、さよ

う決定いたします。

午後二時三十二分散会

四月二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十二日)

一、戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案

一、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案  
一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案

附則  
この法律中第十八条第二項の改正規定及び附則

〔公布の日  
昭和四十年四月一日から、  
昭和四十年十月一日から施行する。〕

この法律中第十八条第二項の改正規定及び附則第十項の改正規定は、昭和四十年四月一日から、その他の規定は、同年十月一日から施行する。

ただし、第十八条第一項の改正規定は、同年四月一日から適用する。

必定であるから、同法案中第七条(児童福祉審議会)第十五条(妊娠の届出)、第十六条(母子保健法)を除くほか、市町村長が処理するととされている左記の事務は都の特別区にあつては、都知事が処理できるよう、同法案の修正について格段の御配慮をお願いするとの請願。

この請願の趣旨は、第七五五号と同じである。

手帳の交付)を除くほか、市町村長が処理するととされている左記の事務は都の特別区にあつては、都知事が処理できるよう、同法案の修正について格段の御配慮をお願いするとの請願。

第一四〇四号 昭和四十年三月十九日受理

健康保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 東京都江戸川区西小松川町二ノ

一、〇八二 井上優外百七十八名

紹介議員 小林 武君

〔公布の日  
昭和四十年四月一日から適用する。〕

（施行期日）

（小字及び一は衆議院修正の部分）

一、第九条(知識の普及)

二、第十条(保健指導)

三、第十二条(新生児の訪問指導)

四、第十三条(妊娠婦、乳幼児健康診査)

五、第十七条(妊娠婦の訪問指導)

理由

一、母子保健活動の拠点が少なくなる。

一般市町村では母子保健活動の拠点が多くなるが、これに反して都の区部には、特別区が二十九号)、(第一四五〇号)、(第一四九七号)、(第一四九八号)、(第一五〇八号)、(第一五〇九号)

(第一五一四号)、(第一五一五号)

一、日雇労働者健康保険法改悪反対等に関する請願(第一四〇七号)

一、業務外災害によるせき籠損傷患者援護に関する請願(第一四五二号)

一、労災保険法改正とせき籠障害者救済に関する請願(第一四五二〇号)、(第一五〇五号)

一、国民健康保険の財政措置に関する請願

(一四九六号)、(第一五一〇号)

一、長野県茅野市立病院のがん研究に対する国庫助成に関する請願(第一五〇七号)

一、母子保健法案に関する請願(第一三九三号)

第一三九三号 昭和四十年三月十九日受理

母子保健法案に関する請願

請願者 東京都千代田区神田駿河台二ノ五

紹介議員 林 真言外三名

〔公布の日  
昭和四十年四月一日から、  
昭和四十年十月一日から施行する。〕

人命尊重に関する請願(五通)

請願者 高知市中島町一五七生長の家内

新保清子外四千八百四十六名

紹介議員 塩見 愛二君

第一三九五号 昭和四十年三月十九日受理

人命尊重に関する請願(五通)

請願者 三重県鈴鹿郡関町木崎 村上常雄

紹介議員 永岡 光治君

外一万七千四百五十六名

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第一四二二号 昭和四十年三月二十日受理

健康保険制度改悪反対等に関する請願(六通)

請願者 長野県北安曇郡池田町 倉科すず

紹介議員 野上 元君

子外三万三千二百五十二名

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第一四二二号 昭和四十年三月二十日受理

健康保険制度改悪反対等に関する請願(七通)

請願者 三重県鈴鹿郡関町木崎 村上常雄

紹介議員 永岡 光治君

外一万七千四百五十六名

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第一四四九号 昭和四十年三月二十二日受理

第七部

社会労働委員会会議録第十一号

昭和四十年四月八日

【参議院】



## 第七号中止誤

八一 段行 誤 正

二三 終わり から 六 利契約 管理契約

三三〇 本件 本年

## 第八号中止誤

八一 段行 誤 正

三三 終わり 七 金額 全額

## 第九号中止誤

八一 段行 誤 正

二二 元間に 間に

二三 終わり 四 解承知 御承知

四四 三末あります あまり

四五 終わり 六 労使関係 労使関係

九九 一二 若し 若い

九九 終わり 二五 一 ホワイト、カラ ホワイト・カラ

四五 三まへて まして

五一 四四 場合 場所

六一 終わり 三一 労卒 学卒

八一 一二 スとライキ ストライキ

九二 二二 承りたい…… 承りたい。

## 第十号中止誤

八一 段行 誤 正

三三七 当時 誤 正

昭和四十年四月十四日印刷

昭和四十年四月十五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局